令和６年度
社会福祉法人富士見会事業計画

【基本方針】

少子高齢社会の進展と生産年齢人口の減少に伴い、持続可能な社会保障制度の確立が喫緊の課題となっています。一方、家庭や地域社会の変容、失業・疾病をきっかけとした生活困窮、家族の介護、虐待やＤＶ、ひきこもり等の深刻な生活課題、複合的な生活課題が顕在化しています。このため包括的な支援の強化、地域の課題の解決力の強化に向けて、住民の支えあいを含む地域の力で様々な課題に対する地域共生社会の実現が目指されています。

そのような中で、社会福祉法人・高齢者福祉施設は、利用者とその家族の支援のみならず、地域における福祉サービスの中核拠点としての役割が益々重要になってきています。更に、新たに感染症や大規模な災害が多発する中にあって利用者の生命をどう守るかを最優先課題とし、感染症や災害発生時の対応と支援体制の構築、更に事業継続と強化に未来志向で取組む必要があります。

以上のような視点に立って、富士見会も本来の老人福祉の理念に基づき、自ら意識改革を行い、スピード感と明確な戦略を持って国が示す地域包括ケアシステムの深化、「地域共生社会」の中核施設となるべく、施設の持つ質の高い福祉実践力、介護力等を活かし、地域の高齢者が安心して暮らせるよう目指してまいります。

【重点目標】

１　新型コロナウイルス感染症の対応に苦慮している中で、高齢者福祉施設として指針・マニュアルの整備し、施設内での会議等については積極的にweb開催に取り組み、職員同士による感染防止に努めます。

２　特別養護老人ホームにおける重度者への対応（認知症ケア・看取りケア・口腔ケア・リハビリテーション）の実践に努めるとともに、 人生の集大成に相応しい、特養における看取り介護の実践に取組みます。

３　介護職のイメージアップ及び介護職員の人材確保・定着・育成への取り組みと、介護福祉士養成校から積極的な実習生の受入を図ると共に外国人留学生の受入にも取り組みます。

４　令和４年度より導入した介護ソフト利用し、事業所としては業務の効率化を図れるだけでなく、必要な情報をよりわかりやすく、安全に管理することで、職員が事務作業に没頭する時間を削ることができるので、必然的に利用者と関わる時間を増やすことができ介護サービス向上に取り組みます。

５　コロナ禍で外部の各種研修会へはweb研修が主体となっていますが、積極的な参加を促進すると共に、施設内職員研修会を年間継続して開催し、介護保険事業所として職員の資質向上を図ります。

６　災害時に入居者･利用者を守る「非常災害対策計画」の内容の充実に取組むと共に、年２回実施の避難訓練には、施設開所以来組織されている「地域防災・防犯協力員」との連携に努めます。

７　感染症や災害が発生した場合であっても、介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、当法人においても適切な対応を行い、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう、日頃からの備えと業務継続に向けた体制の構築に努め、令和５年度に策定した業務継続計画（ＢＣＰ）の研修、訓練（シュミレーション）を実施し、定期的な見直しを行います。

8　これからの福祉・介護を担う人材確保に向けて、地元富士見中学校への「知ってもらおう介護の仕事」事業、「青少年と未来をつなぐ教室」等、地域の未来を膨らませる交流活動の積極的な推進を図ります。

9　法人・施設として積極的な情報発信を図るための「ホームページの更新」に努めると共に、施設開所以来、利用者・家族及び地域へ届けている広報［ふじみだより］の定期発行の継続に努めます。

10　社会福祉法人の使命として地域に向けた積極的な公益活動の取り組みが求められている中で、群馬県社会福祉協議会が地域貢献事業として立ちあげた「群馬県ふくし総合相談支援事業」に賛同し、当法人内に兼任配置された『なんでも福祉相談員』５名の事業展望・活動に努めます。

11　通所介護事業では、利用者に運動療法の起立・着席運動を導入してリハビリを実施していくとともに、在宅介護を日常的に行う家族に対しての支援として、その労をねぎらい、介護者相互で交流することにより親睦を深め、情報交換及び心身のリフレッシュを図ることを目的に新型コロナウイルス感染状況を確認しながら「在宅介護者交流会」を開催します。

12　前橋市より継続して業務を受託している「前橋市地域包括支援センター北部」は、芳賀・富士見をエリアとして団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年を目途に、重度な要介護状態となっても住み馴れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける事が出来るよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指して、高齢者の日々の暮らしをサポートするための拠点となるよう取り組みます。

13　社会福祉法人制度改革をチャンスと捉え、法人の特性を活かし、自主性・自律性を担保した法人経営を安定的に継続していくとともに、しっかりと社会や地域住民の期待に応えられるよう法人経営を実践するために「中長期計画の策定」を検討します。

14　令和３年度にスタートした第８期介護保険事業計画は、２０２５年、２０４０年を念頭に高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期時に見据えることが厚労省の「基本指針」で求められており、介護保険事業に係る保険給付の円滑な定着・実施が図れるよう科学的介護情報システム「ＬＩＦＥ」の活用が図れるよう、しっかり情報収集に努めます。

15　月例管理者会議で、法人の収支状況を報告し、職員の経営意識の向上を図ることに努めます。

16　育児・介護休業制度の利用促進や職場における女性の活躍推進、職員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進に先導的な取組を進め、職員の働きやすい職場環境づくりを推進するため、群馬県いきいきGカンパニーゴールド認証の取得を目指します。

17　日常業務において良くない言葉遣いや意向に反した対応など、不適切ケアの早期発見とその改善に努めます。職員研修を実施しながら職員一人ひとりの意識の向上を図り、人権を重視したサービスの提供を行うなど、高齢者虐待防止や身体拘束廃止に向けて取り組みます。

18　送迎時の安全を確保するため、日々の点検及び事故防止に努め、送迎に従事する運転者の交通安全意識の向上に取り組みます。

19　旧富士見保健センター改修工事終了後、第２デイサービスセンター、ふじみ居宅介護支援センター、前橋市地域包括支援センター北部を移転することで、業務スペースに余裕ができ、業務内容の見直しを行い、介護サービスの向上に努めます。また、以前旧富士見保健センターを利用していた、富士見町内の団体に地域交流スペースとして開放し、地域交流の場として利用して頂けるよう周知します。

【実践課題】

1　富士見会理念**“笑顔と温もり”**を実践するために年間を通した施設目標

『私たちは、入居者・利用者様とのコミュニケーションを大切にし、

要望に応じた適切なサービスを提供することに努めます。』

平成２９年４月より社会福祉法人制度改革がスタートし、これからは社会福祉法人の役割として「地域のために打つ手を尽くす」というスローガンの下、地域貢献事業の義務化に取組むために、私たちがこれまで培ってきたノウハウを地域に向けて発信していくことが求められています。

今日、社会から求められている私たち社会福祉法人の存在は、国家資格を有した介護福祉士、看護師、社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャー、機能訓練指導員などを中心とした質の高いケアを提供出来るプロ集団として、これから構築する地域包括ケアシステムにおいて、社会的役割からしても期待される大きな意味のある施設なのです。私たち一人ひとりが自分の資格を生かし地域のために、利用者のためにその能力を発揮することが期待されます。

そのためには、職員一人ひとりが専門職としての自覚を持ち、介護保険制度の成り立ちや認知症状の医療的知識とそれに対する正しい対応、重度者への裏付けされた理論的な技術とその説明が家族、利用者、実習生、ボランティア、地域の方々に理解して頂ける力量をつけて行きます。

２　富士見会訓の『**お世話をさせていただきます。**』の気持ちをもって、円滑な業務遂行、緊密な連携をおこない、処遇の共有化を図るため、職員間で《**報告・連絡・相談**》を徹底してまいります。

Ⅰ　法人組織の運営

① 評議員会
② 理事会
③ 監事会（年１回）
④ 地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと運営推進会議（第２木曜日、年６回）
⑤ 苦情解決第３者委員会議（年２回）
⑥ 評議員選任解任委員会（４年毎）
⑦ 賞罰委員会（年１回）

Ⅱ　法人内部組織の運営

① 月例管理者会議（毎月１日、１５日（随時））
② 入居等検討委員会（毎月２日、随時）
③ 介護事故防止委員会、介護事故統計、感染症対策委員会委員会（第２水曜日、年６回）
④ ＩＣＴ推進委員会（第４水曜日、年４回）
⑤ 安全衛生・接遇委員会(第３木曜日、年８回)
⑥ 群馬いきいきＧカンパニー推進委員会(第３火曜日、年６回)
⑦ 褥瘡対策委員会、医療的ケア対策推進委員会（第３木曜日、年４回）
⑧ 高齢者虐待防止・身体的拘束等適正化検討委員会（第３水曜日、年４回）
⑨ 広報・ＨＰ委員会（第４木曜日、年７回）7月、11月、3月発行
⑩ サンサンふじみカフェ推進委員会（休止中）

Ⅲ　入居者･利用者様への安全・安心への取り組み

① 消防訓練（昼間想定･夜間想定）の実施(年２回)
② 消防設備点検の実施（年２回）
③ 入居者へのレントゲン検診及びインフルエンザ予防接種の実施
④ 防犯に係る安全の確保を図るため、施設全体での防犯意識の醸成と設置されている５台の防犯カメラを活用し、監視性の確保に努める。

Ⅳ　部署毎の取り組み目標　⇒別添①のとおり

Ⅴ　施設内職員研修計画　　⇒別添②のとおり

Ⅵ　拠点区分の事業計画

①　特別養護老人ホームサンホームふじみ拠点区分

・特別養護老人ホームサンホームふじみ・・・・・・・・・・・・・・・P 7～ 9
・特別養護老人ホームサンホームふじみ「ショートステイ」・・・・P10～12
・栄養課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P13～14
・ふじみ第１デイサービスセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・P15～18
・ふじみ第２デイサービスセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・P19～22
・ふじみ居宅介護支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P23～24
・前橋市地域包括支援センター北部・・・・・・・・・・・・・・・・・P25～27

②　地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと拠点区分

・地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと・・・・・・・・・・・P28～31

別添①

令和６年度社会福祉法人富士見会取り組み目標

◇ 施設目標

私たちは、入居者・利用者様とのコミュニケーションを大切にし、
要望に応じた適切なサービスを提供することに努めます。

◆ 部署目標

① 総務課

私たちは、笑顔とやさしあのある親切な対応を心がけ、
コミュニケーションを大切にして、信頼関係の構築に努めます。

② 特別養護老人ホームサンホームふじみ

私たちは、入居者・利用者様やご家族様の個々のニーズをコミュニケーションで
引き出し、必要に応じたケアを提供していきます。

③ 栄養課

私たちは、コミュニケーションを大切に、入居者・利用者様の声に寄り添い、一人ひと
りのニーズに合った心のこもった食事作りに努めます。」

④ ふじみ第１デイサービスセンター

私たちは、利用者様・ご家族・職員同士・多職種間のコミュニケーションを大切にし、
ケアの質向上並びに満足度の向上に努めます。

⑤ ふじみ第２デイサービスセンター

私たちは、リハビリを通して利用者様が充実した生活を送れるよう支援していきます。

⑥ ふじみ居宅介護支援センター

私たちは、コミュニケーションを大切にして、いつまでも「その人らしく」暮らして
いけるよう支援していきます。

⑦ 前橋市地域包括支援センター北部

私たちは、高齢者や地域の方とのコミュニケーションを大切にし、
身近な相談窓口として、適切に支援していきます。

⑧ 地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと

私たちは、満足度調査等を継続的に行うとともに入居者様の意向に傾聴し可能な限り、
入居者様の満足度の高いサービスを提供することに努めます。

◇◇◇　社会福祉法人　富士見会　◇◇◇

別添②

令和６年度施設内職員研修計画書

【実践課題】

1　富士見会理念“笑顔と温もり”を実践するために年間を通した施設目標
『私たちは、入居者・利用者様とのコミュニケーションを大切にし
要望に応じた適切なサービスを提供することに努めます。』

2　富士見会訓の『お世話をさせていただきます。』の気持ちをもって、円滑な業務遂行と緊密な連携を行い、処遇の共有化を図るため、職員間で“報告・連絡・相談”を徹底してまいります。

【研修計画】

回	研修名	研修内容	日時		講師	備考
1		接遇に関する研修について 職場におけるハラスメントの防止について	４月中		動画視聴	
2		令和６年度施設の方針及び事業計画	5/21(火)	17:30	管理職員	
3	法定研修	事故発生又は再発防止に関することについて	6/19(水)	17:30	介護事故防止検討委員	
4	法定研修	高齢者虐待・身体的拘束排除の取り組みについて①	7月中		動画視聴	
5	法定研修	認知症及び認知症ケアについて	8月中		動画視聴	
6	法定研修	非常災害時の対応について 緊急時の対応について BCP策定後の研修、訓練等について	10/16(水)	17:30	(株)昭和介護コンサルタント	
7	法定研修	感染症・食中毒の予防とまん延防止について	11/20(水)	17:30	感染症対策委員会	
8	法定研修	高齢者虐待・身体的拘束排除の取り組みについて②	2/19(水)	17:30	虐待身体拘束適正化委員会	
9	法定研修	プライバシー保護の取り組みについて 倫理及び法令遵守に関する取り組みについて	3/19(水)	17:30	総務課	

令和６年度　特別養護老人ホーム

サンホームふじみ　事業計画

Ⅰ　事業・入居者のケア方針

「施設運営の基本方針」を遵守する。そして、多様な福祉サービスが、入居者一人ひとりの意志及び人格を尊重し、可能な限り入居者の居宅における生活への復帰を念頭において、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を目指して、積極的に市町村等の福祉サービスを提供する多職種との緊密な連携に努めるものとする。また、終身型施設として、自己決定と尊厳を守る看取り介護に努めるものとする。

今年度の施設目標である「***私たちは、入居者・利用者様とのコミュニケーションを大切にし、要望に応じた適切なサービスを提供することに努めます。***」を念頭に感染症や災害への対応力を強化し業務継続に取り組み、地域に期待される安心感、信頼感を頂ける施設づくりに努めるものとする。

Ⅱ　取り組み目標（各部署）

私たちは、入居者・利用者様やご家族様の個々のニーズをコミュニケーションで引き出し、必要に応じたケアを提供していきます。

Ⅲ　実施に当たっての重要事項

（１）入居者ケアの充実

① 質の高いケアマネジメントにする為、前向きな意見を取り上げ、また、入居者及び家族の意見要望などを伺い、ケアプランに反映させる。
② 行事・散歩・買い物等、積極的かつ個別的に行い入居者の方々が精神的に安心して生活して頂けるように援助する。社会資源の活用をする。
③ グループケア（クラブ活動等）を積極的に行い、ケアの向上を目指す。
④ 看取り介護への取り組みと職員の教育を継続する。
⑤ ケアプランとケース記録など記録類との連動化。また、記録書式の見直しを行い、毎日の個人記録の作成を行う。
⑥ テクノロジー（見守り機器、ICT）の活用によるサービスの質の向上や業務効率化に努める。

（２）リスクマネジメントの取り組み

① インシデントレポートや事故報告書の内容を検証し、同じ事故を起こさないことを目標とする。
② 苦情を苦情として捉えず、意見として真摯に受け止め、より良い処遇を提供させて頂くように前向きに努める。また、意見に対して職員に周知する。
③ 新任職員に対して早い段階で介護事故予防新任研修テキストにて研修を行う。
④ 防災、防犯意識向上に努め、誰もが安心できる施設づくりに努める。また、災害

対策の充実を図り、マニュアルに沿って対応に努める。

⑤　防災備品・食品倉庫の計画的管理（備品・食品の確認・管理、清掃等）を行う。業務継続計画（BCP）に沿ってマネジメントを行い災害対応に努めます。

（３）環境の整備

①　入居者の方々がより快適に生活できるように、環境の整備に努める。

②　感染症等マニュアルに沿って予防に万全を期す。感染症が発生した場合、速やかに感染対策員会を開催し、現状の把握、今後の対応等を検討し、感染拡大防止に努め全職員へ検討内容を周知する。

（４）人材育成に努める

①　認知症への対応力向上に向け、積極的に認知症ケアに関する専門研修受講に努める。

②　各種委員会・各種研修に積極的に参加し、知識や技術の向上を図る。それを会議時に研修報告をすることで、職員全体がスキルアップするよう職場内研修の充実を図る。

③　指示待ちではなく、積極的に発言、行動ができるように各職員が意識する。また指導から工夫し、積極的に活動できる職員育成に努める。技能より意識を大切にし、常に積極的に前向きな意識がもてるように努める。

④　キャリアパスを理解し、各職員が、役割と責任を果たせるよう努める。

（５）身体拘束・虐待をしないケアの継続

①　虐待のない、身体拘束をしないケアを継続すると共に、入居者の精神安定を図り、家族から不信感を抱かれることがないよう見える介護に努める。

②　いつでも家族に提示できる記録の充実を図る。

③　日々の変化を観察し、ケアに反映できる記録作成に努める。

④　実地指導・その他調査時に必要な書類の整備・確認に努める。

（６）職場環境改善に向けての取組み

①　いきいきＧカンパニー制度を導入し、働きやすい、働きたいと思える環境づくりに積極的に取り組む。

②　「働きやすさ」と「働きがい」の２つの視点を持つとともに、常にお互いさまの意識で働き方改革に取り組む。

（７）各委員会、クラブ活動の充実

①　各々の課題に取り組み、ケアの改善・向上につなげていく。

Ⅰ　安全環境委員会

Ⅱ　食事、口腔ケア委員会

Ⅲ　排泄委員会

Ⅳ　入浴、写真、ICT 委員会

Ⅴ　物作り・スポーツ・音楽クラブ

（８）食事提供の充実

①　食べる楽しみ、低栄養の改善・予防、生活機能の維持等の栄養ケア

②　入居者の現状を把握し、給与栄養目標量の設定をする。栄養ケア・マネジメントへ取り組む。

③　食品安全性、衛生管理に留意する。

④　選択食、個別対応食、選べるおやつ、行事食等継続して行っていく。

（選択する権利を大切にし、毎月、選択食を行っていく）

⑤　感染症や災害時に備え、食品備蓄管理及びマニュアルの作成に努める。業務継続計画（BCP）に沿ってマネジメントを行い対応をする。

（９）医療の充実

①　入居者の重度化と多様なニーズを実現する為、医療の充実を図る。
介護職員への経管栄養管理、褥瘡に対する予防・改善、感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウィルス）予防・対策についての指導、助言を継続する。

②　介護職員による喀痰吸引等の手技の向上を目的とし、職場内において継続的な実技研修の実施に努める。

③　看取り介護を行うにあたり、嘱託医・多職種との連携を図る。

（10）情報発信への取り組み

①　インターネット（ホームページ）による入居者の様子や行事活動の掲載を行い見える介護に努める。

②　感染症や災害等発生時に、入居者の安否や状況等を掲載し、家族等に対し迅速な状況報告実施に努める。

（11）社会福祉法人の地域公益活動への取組み

①　広く社会福祉法人の使命として地域に向けた積極的な公益活動に努める。

・在宅において、閉じこもり予防、認知症支援等に努めることを目的とし前橋市はつらつカフェ事業（サンサンふじみカフェ）に取り組む。

・「どこに相談したらよいかわからない」といった地域の方の生活や福祉に関する困りごとに対応する群馬県ふくし総合支援事業（なんでも福祉相談員）に取り組む。

（12）年間利用（在籍）状況数値（目標）

年間 17,885 人（稼働率 98%）

（13）職員年間研修計画

４月	事故防止研修会	職場内研修
５月	感染症・食中毒対策研修会	職場内研修
６月	身体拘束・虐待防止研修会	職場内研修
７月	看取り介護研修会	職場内研修
８月	褥瘡予防研修会	職場内研修
９月	認知症研修会	職場内研修
１０月	事故防止研修会	職場内研修
１１月	感染症・食中毒対策研修会	職場内研修
１２月	身体拘束・虐待防止研修会	職場内研修
１月	看取り介護研修会	職場内研修
２月	褥瘡予防研修会	職場内研修
３月	認知症研修会	職場内研修

令和６年度　特別養護老人ホーム　サンホームふじみ

ショートステイ事業（予防含む）　事業計画

Ⅰ　事業・利用者様のケア方針

短期入所生活介護事業（ショートステイ）については、「施設運営の基本方針」を遵守する。介護保険法に基づく短期入所生活介護事業を通じ、在宅での要介護者に対し、個々の状況にあったサービス提供をする事で、地域社会への貢献をしていく事を目的に、サービス提供を行うものとする。
受入れる利用者については、主介護者が冠婚葬祭、疾病、介護疲れ等の理由により、介護保険法のもと利用される背景をよく理解しサービス提供を行うものとする。

また、緊急利用、災害対策利用等にも迅速に対応できるよう努めるものとする。日頃からの慣れた環境と異なり、家庭や家族から離れる心理的不安、建物の構造の違いによる戸惑い等について負担が大きく危険な面も想定される。その為に担当職員を中心に、職種間で連携を図り、入所から退所に至るまでを安全に過ごして頂けるようにサービス提供の実施に努めることとする。

また、短期入所生活介護計画の作成・モニタリングの実施を行い、ケアマネージャー、他事業所と連携、協力していく事とする。また、家族との連携も密にする。そして、多様な福祉サービスが、利用者一人ひとりの意志及び人格を尊重し、居宅における生活を念頭において、居宅において、自立した日常生活を営む事が継続出来るよう、利用者の心身機能の回復・維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事とする。

今年度の施設目標である**「私たちは、入居者・利用者様とのコミュニケーションを大切にし、要望に応じた適切なサービスを提供することに努めます。」**を念頭に感染症や災害への対応力を強化し業務継続に取り組み、地域に期待される安心感、信頼感を頂ける施設づくりに努めるものとする。

Ⅱ　取り組み目標（各部署）

私たちは、入居者・利用者様やご家族様の個々のニーズをコミュニケーションで引き出し、必要に応じたケアを提供していきます。

Ⅲ　実施に当たっての重要事項

（１）利用者ケアの充実

① 質の高いケアマネジメントにする為、前向きな意見を取り上げ、また、利用者及び家族の意見要望などを伺い、ケアに反映させる。
② 利用者の方々が、精神的に安心して生活して頂けるように個別に援助する。
③ ケース記録など記録類と計画書の連動化に努める。また、記録書式の見直しを行い毎日の個人記録の作成を行う。
④ テクノロジー（見守り機器、ICT）の活用によるサービスの質の向上や業務効率化に努める。

（２）リスクマネジメントの取り組み

① インシデントレポートや事故報告書の内容を検証し、同じ事故を起こさないことを目標とする。

② 苦情を苦情として捉えず、意見として真摯に受け止め、より良い処遇を提供させて頂くように前向きに努める。

③ 新任職員に対して早い段階で介護事故予防新任研修テキストにて研修を行う。

④ 防災、防犯意識向上に努め、誰もが安心できる施設づくりに努める。また、災害対策の充実を図り、マニュアルに沿って対応する。

⑤ 防災備品・食品倉庫も計画的管理（備品・食品の確認・管理、清掃等）を行う。業務継続計画（BCP）に沿いながらマネジメントを行い、災害に対応できるよう努める。

（３）環境の整備

① 利用者の方々がより快適に生活できるように、環境の整備に努める。

② 感染症等マニュアルに沿って予防に万全を期す。感染症が発生した場合、利用者、家族、担当ケアマネージャー等に連絡し、利用の調整、確認を速やかに行い感染拡大防止に努める。

（４）人材育成に努める

① 認知症への対応力向上に向け、積極的に認知症ケアに関する専門研修受講に努める。

② 各種委員会・各種研修に積極的に参加し、知識や技術の向上を図る。それを会議時に研修報告をすることで、職員全体がスキルアップするよう職場内研修の充実を図る。

③ キャリアパスを理解し、各職員が、役割と責任を果たせるよう努める。

（５）身体拘束・虐待をしないケアの継続

① 虐待のない、身体拘束をしないケアを継続すると共に、利用者の精神安定を図り、家族から不信感を抱かれることがないよう見える介護に努める。

② いつでも家族に提示できる記録の充実を図る。

③ 日々の変化を観察し、ケアに反映できる記録作成に努める。

④ 実地指導・その他調査時に必要な書類の整備・確認に努める。

（６）職場環境改善に向けての取組み

① いきいきＧカンパニー制度を導入し、働きやすい、働きたいと思える環境づくりに積極的に取り組む。

② 「働きやすさ」と「働きがい」の２つの視点を持つとともに、常にお互いさまの意識で働き方改革に取り組む。

（７）各委員会の充実

① 各々の課題に取り組み、ケアの改善・向上につなげていく。

Ⅰ 安全環境委員会

Ⅱ 食事、口腔ケア委員会

Ⅲ 排泄委員会

Ⅳ 入浴、写真、ICT 委員会

Ⅴ モノづくり・スポーツ・音楽クラブ

（８）食事提供の充実

① 食べる楽しみ、低栄養の改善・予防、生活機能の維持等の栄養ケア
② 利用者の現状を把握し、給与栄養目標量の設定をする。
③ 食品安全性、衛生管理に留意する。
HACCP（ハサップ）に取り組み、安全で衛生的な食品を提供する。
④ 選択食、個別対応食、選べるおやつ、行事食等継続して行っていく。
⑤ 災害時に備え、食品備蓄管理及びマニュアルに努める。業務継続計画（BCP）に沿って対応を行う。

（９）医療との連携

① 利用者の重度化と多様なニーズを実現する為、多職種との連携を図る。
介護職員への経管栄養管理、褥瘡に対する予防・改善、感染症（特に新型コロナウイルス、インフエンザ、ノロウィルス）予防・対策についての指導、助言を継続する。

（10）情報発信への取り組み

① インターネット（ホームページ）に行事活動等を掲載し、施設での活動を見えるように努める。
② 空室状況の掲載を行い、空室を有効に利用頂けるように努める。

（11）社会福祉法人の地域公益活動への取組み

① 広く社会福祉法人の使命として地域に向けた積極的な公益活動に努める。
・在宅において、閉じこもり予防、認知症支援等に努めることを目的とし前橋市はつらつカフェ事業（サンサンふじみカフェ）に取り組む。
・「どこに相談したらよいかわからない」といった地域の方の生活や福祉に関する困りごとに対応する群馬県ふくし総合支援事業（なんでも福祉相談員）に取り組む。
② 前橋市が目指す高齢者福祉のカタチである、在宅生活の限界点を上げるために自助、互助、公助のうち公助を過不足なく提供できるよう努める。

（12）年間利用状況数値（目標）

年間 2,190 人（稼働率 60%）を目標とする。

（13）職員年間研修計画

４月	事故防止研修会	職場内研修
５月	感染症・食中毒対策研修会	職場内研修
６月	身体拘束・虐待防止研修会	職場内研修
７月	看取り介護研修会	職場内研修
８月	褥瘡予防研修会	職場内研修
９月	認知症研修会	職場内研修
１０月	事故防止研修会	職場内研修
１１月	感染症・食中毒対策研修会	職場内研修
１２月	身体拘束・虐待防止研修会	職場内研修
１月	看取り介護研修会	職場内研修
２月	褥瘡予防研修会	職場内研修
３月	認知症研修会	職場内研修

令和６年度
栄養課　事業計画

Ⅰ　事業方針

「施設運営の基本方針」を遵守する。「笑顔とぬくもり」という当施設の理念を基に入居者、利用者様に食事を通じて笑顔になって頂けるようなバランスのとれた季節感のある美味しく安全な食事の提供、介護保険に基づいた栄養計画と実施、食事サービスの状況を総合的に把握し分析を行い、より良い食事提供に努めるものとする。

今年度の施設目標である**「私たちは、入居者・利用者様とのコミュニケーションを大切にし、要望に応じた適切なサービスを提供することに努めます。」**を念頭に何事にも前向きに取り組み改革意識の向上に努め、且つ家庭的な温かみを感じて笑顔になっていただけるような食事作りを行い提供していく事で皆様に安心と信頼を頂ける施設づくりに殉ずるものとする。

Ⅱ　取り組み目標

栄養課部署目標：「私たちは、コミュニケーションを大切に、入居者・利用者様の声に寄り添い、一人ひとりのニーズに合った心のこもった食事作りに努めます。」

Ⅲ　実施に当たっての重要事項

（１）栄養管理の実施

① 個々の健康状態に合わせた栄養計画の作成と食事の提供
② 入居者の変動に応じた施設内栄養所要量、食品構成表の見直し及び作成。

（２）衛生管理

① 食中毒・ノロウイルス等の予防・または集団感染時の対応の強化に取り組んでいく。
② 日々の作業時の衛生チェック。
③ 栄養課職員への衛生指導。
④ 食品安全性、衛生管理に留意する。
HACCP（ハサップ）に取り組み、安全で衛生的な食品を提供する。

（３）より良い食事が提供できる環境の整備

① 五感に訴える食事提供（盛り付けや食器の工夫を含む）。
② ソフト食の質の向上（なるべく形がある状態で提供できる工夫を含む）。
③ 毎月栄養課の部署内会議を実施し意見交換を行い、連携強化に繋げていく。

（４）食事サービスの充実

① お祝い膳、行事食、選択食、選べるおやつ、手作りおやつ等の立案や企画及び食事の提供。
② 嗜好調査・聞きとり等により入居者・利用者様の希望に合うよう工夫を行っていく。
③ 災害時に備え、食品備蓄管理及びマニュアルの作成に努める。
④ 業務継続計画（BCP）により、入居者・利用者様の健康と安心・安全な食事の提供に努める。

⑤　実地指導・その他調査時に必要な書類の整備・確認に努める。
⑥　地元産や地元で親しまれている食材を取り入れていく。
⑦　施設で借りている畑を活用し、季節の野菜を提供していく。

（5）他職種との連携

①　より良い食事環境を提供出来るよう、日々の連絡や会議等を利用して日常的な情報交換・共有を行っていく。

（6）コスト削減に向けての取り組み

①　職員一人ひとりが常にコスト意識を念頭におき、節水や節電に努めていく。
②　より安くより良い食材を納入できるよう各食材取引業者との価格交渉や代替品への切り替え、定期的な取引業者の見直し、選定等を行いコスト削減に繋げていく。提供する食事の質の維持にも努めていく。
③　施設で借りている畑を活用し、育てた野菜を食材として使用することでコストの削減に繋げていく。

（7）情報発信への取り組み

①　インターネット（ホームページ）に「食事献立予定表」を掲載していく。
②　災害等発生時に、入居者の安否や状況等を掲載し、家族等に対し迅速な状況報告実施に努める。

（8）栄養マネジメント強化加算算定への取り組み

①　入居者・利用者様１人１人の状態を把握し、課題を早急に見つけ、管理栄養士が他職種と連携し施設ケアプランに基づき、栄養ケアを実践していく。また評価、判定も定期的に行うことも実践し、必要な算定条件を満たした上で加算の取得を行っていく。

（9）新介護支援システム（ケアカルテ）に伴う栄養課としての取り組み

①　管理栄養士がケアカルテに栄養マネジメントに関する必要項目（栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング、栄養ケア計画書、栄養ケア・口腔ケアに係る実施計画書、栄養経過記録、経口移行・維持計画書等）を入力・管理することで科学的介護情報システム「LIFE」へのデータ提出とフィードバックの活用による PDCA サイクルの推進・栄養ケアの向上を図ることで加算の算定を行っていく。

令和６年度

ふじみ第１デイサービスセンター　事業計画

（1）ふじみ第１デイサービスセンター　事業・利用者介護方針

「施設運営の基本方針」を遵守するとともに、地域包括ケアシステムの一翼を担えるようにする。そのために、認知症等により要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅福祉の重点的な位置付けとして、利用者様の日中での生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等に努める。職員一人ひとりの笑顔と温もりのある対応により、利用者様が生きがいを持ち、また、目標のある生活を送れるように介護する。そして、家族の身体的・精神的な負担を少しでも軽減されるよう、担当の介護支援専門員と緊密な連携を図りながら、在宅生活を支えていく。

（2）施設目標

私たちは、入居者・利用者様とのコミュニケーションを大切にし、要望に応じた適切なサービスを提供することに努めます。

部署目標

私たちは、利用者様・ご家族・職員同士・多職種間のコミュニケーションを大切にし、ケアの質向上並びに満足度の向上に努めます。

実施に当たっての重要事項

（ア）新規利用者の獲得、１日平均利用者数の増加

現在、月の総利用者数は、300 人～400 人で推移しているが、毎月 500 人以上(稼働率 76.9%)を目標とし、新規利用者の獲得の為、目標にも掲げているように、多方面とのコミュニケーションを大切にし、ケアの質向上並びに利用者様、ご家族の満足度の向上に努めていきます。新規利用者の獲得に繋げるためにも、広報・ホームページ等による情報発信に努める。また、SNS の活用も実現に向けて検討していきます。

（イ）認知症予防への取り組み

認知症を発症しても住み慣れた地域で安心して在宅生活が続けられるように、認知症のある利用者様も積極的に受け入れていきます。また、毎日認知機能訓練（コグニサイズ）を実施することで、認知機能の低下予防を図る。

（ウ）リハビリテーションの充実

機能訓練指導員を中心に、全職員が利用者の更なる運動能力の維持・向上に努め、質の高いリハビリが提供できるよう努める。また、在宅生活を継続できるように、身体機能の維持・向上につながるような体を使ったレクリエーションプログラムの充実を図る。

（エ）自然災害対策への取り組み

全国各地で自然災害が発生しており、富士見地区においてもいつ自然災害が発生して
もおかしくない状況である。そのため令和 5 年度に策定した自然災害 BCP（事業継続
計画）を用いた研修及び訓練を各 1 回以上実施し、BCP の見直しを行う。

（オ）感染予防対策への取り組み

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、ノロウイルス等の感染予防の為、温度、湿度の管理、消毒の徹底を継続する。また、今年度から義務化となる、BCP（事業継続計画）を用いた研修と訓練を各 1 回以上実施し、BCP の見直しを行う。

（カ）ふじみ第 2 デイサービスセンターフロアへの移転

10月に予定している第２デイサービスの旧富士見保健センター跡地への移転に伴う、当センターの現第 2 デイフロアへの移転がスムーズに行えるように、第 2 デイサービスと協力しながら準備を進め、移転後はフロアの広さを生かしながら運営していく。

（キ）個別介護（自立支援）への取り組みを推進

介護支援専門員の作成したケアプランを基に、利用者様の心身の状況等に応じた個別
の通所介護計画を作成・実施、評価を行い、充実したサービスが提供できるように努める。

（ク）利用者様へ提供する食事の充実

管理栄養士や調理員と連携し、多職種協働により、美味しいだけではなく、利用者様個々の状態に適した食事が提供できるように努めていく。月に一度の選択食も継続していくことで、食事を自分で選ぶ喜び感じていただく。

（ケ）安全な送迎の取り組み

デイサービスにおける送迎業務は、あくまでも介護サービスの一環であることを忘れずに実施する。安心・安全な送迎に努めると共に適切な身だしなみと挨拶に心掛けることで、利用者様・ご家族との信頼関係を築けるように努める。

2022 年 4 月の道路交通法改正により、アルコールチェックが義務化になったため、酒気帯びの状態で運転することがないように送迎前に検知器によるチェックを実施している。今後も継続することで酒気帯び運転の防止に努める。

（コ）自分で作る楽しみと完成の喜びを実感

行事に合わせて食べ物や作品を作成したり、これらを観賞したり、味わったりする
ことにより、完成の喜びや、物を作る楽しみを体験していただく。

（サ）ご家族のニーズに合わせたサービス提供時間の実施

現在も実施しているが、今後も、ご家族のニーズに合わせたサービス提供時間を行い
対応していく。

（シ）介護保険制度改正に対する取り組み

介護保険制度改正に向けて情報収集を行い、算定可能な加算等がないか検討する。

（ス）見学、体験（10：00～15：00）の受け入れ

利用を迷われている方の見学、体験は感染症等の状況に応じて、受け入れていく。
デイサービスを見学、体験していただくことで、ご利用いただけるように努める。

（セ）職員研修の充実

各種団体の研修等に積極的に参加し、職場内での研修にも参加し、情報交換や介護技術の向上に努める。

（ソ）ワークライフバランスの実現

・産休や育休、介護休暇を取得でき、復帰しやすい働き方ができるようにする。
•職員のプライベートが充実するように、年休や特別休暇を取得しやすい環境にし、仕事へのモチベーションアップにつなげる。
・業務の見直しや改善を図る事で提供している介護サービスの質や職員のスキル向上が
図れるように努めていく。

（3）行事計画（案）

月	行　　事
４	お花見（桜・つつじ）（野外活動訓練）
５	端午の節句祝い
６	物作り月間
７	七夕
８	納涼祭
９	敬老会（ご長寿を祝う）　＊在宅介護者交流会(予定)
１０	運動会
１１	秋祭り
１２	年忘れ会
１	新年会（お屠蘇配り）
２	節分
３	ひな祭り

※ 体重測定・書道・デイカフェ・誕生祝い→毎月実施

※ 手作りの日→毎月実施（季節感を味わっていただき、利用者の方とともにお菓子作り等を実施する事で心身機能の維持・向上を図る）
※ 季節湯（季節感が味わえる入浴の実施。菖蒲、柚子等）

（4）日課表（月～土まで開所）

８：３０～　９：３０	送迎・健康チェック
９：３０～１１：２５	入浴・余暇時間
１１：２５～１１：５０	口腔機能体操
１１：５０～１２：５０	昼食
１２：５０～１３：３０	余暇時間
１３：３０～１５：００	コグニサイズ・個別機能訓練・レクリエーション
１５：００～	間食（お茶菓子、お茶）
１５：３０～	送迎（サービス提供時間　6～7 時間）
１５：３０～１６：３０	レクリエーション・軽作業
１６：３０～	送迎（サービス提供時間　7～8 時間）

（5）部署内研修（案）

上半期（4 月～9 月）：3 回以上実施
下半期（10 月～3 月）：3 回以上実施
内容：感染症予防（BCP 等）、自然災害 BCP、認知症ケア、高齢者虐待、安全送迎等

令和６年度

ふじみ第２デイサービスセンター　事業計画

（1）ふじみ第２デイサービスセンター　事業・利用者介護方針

「施設運営の基本方針」を遵守するとともに、利用者様対応に当たっては、在宅福祉の重点的な位置付けとして地域公益活動を推進し、利用者様の日中での生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等、利用者様の声を傾聴し笑顔と真心のこもったチームケア対応により、利用者様により生きがいのある、また、目標のある生活を送って頂き、家族の身体的・精神的な負担を少しでも軽減されるように職員一丸となって取り組むとともに積極的な社会資源の活用や全職員、担当の介護支援専門員と緊密な連携に努めるものとする。

（2）施設目標

私たちは、入居者・利用者様とのコミュニケーションを大切にし、
要望に応じた適切なサービスを提供することに努めます。

部署目標

私たちは、リハビリを通して
利用者様が充実した生活を送れるように支援していきます。

（3）実施に当たっての重要事項

（ア）新デイサービスセンター開業に向けて

・現在進められている新デイサービス移転に向けての改修工事は８月には完了、その後内覧会、また地域のケアマネ様向けの説明会を行い、10 月からの開業を目指している。移転後はスムーズに業務が進められ、趣向の凝らしたサービスの提供ができるよう着実に準備を進めていく。

（イ）新規利用者の獲得、総利用者数の増加

・現在、月の総利用者数は６００人前後で推移しているが、毎月、６５０人以上（稼働率８３％）を目標とし、新規利用者の獲得の為、情報収集を行い、サービスを検討し、マンネリ化しないように心掛ける。また、地域の居宅介護支援事業所等にも頻繁に営業活動、情報交換を行い、地域ナンバー1 のデイサービスを目指す。

（ウ）リハビリテーションの充実

・現在行っている足の筋力低下を予防するスタンディングリハビリテーションを中心に全職員が更に積極的にかかわり、創意工夫し、より質の高いリハビリを目指して今後も力を入れていく。また、生活リハビリを今後も実施していく。

・機能訓練指導員（作業療法士）の支援の下、個別リハにも力を入れている。

・積極的でない方へ個々の利用者様に応じた個別リハを実施していく。
・小集団で行うリハビリの更なる充実したメニューの提供を進めていく。
・選択制（選べる）リハビリテーションの提供を目指す。

（エ）安全な送迎の取り組み

・デイサービスにおける送迎業務は、あくまでも介護サービスの一環であることを忘れずに実施する。安心・安全な送迎に努めると共に適切な身だしなみと挨拶を心掛けることで、利用者様・ご家族との信頼関係を築けるように努める。また、送迎時には、指差し確認・声出し確認を行う事で利用者様の安全確保に努める。
職員の送迎業務の質の維持・意識向上等を目的に１年に２回送迎業務に関する部署内研修を行っていく。
・2022 年４月の道路交通法改正により、アルコールチェックが義務化になったため、酒気帯びの状態で運転する事がないように送迎前に実施している。今後も継続する事で酒気帯び運転の防止に努める。
法人内で行われる交通安全講演や外部研修等にも積極的に参加し、安心・安全な送迎を行えるように努める。
・送迎マニュアルを必要に応じて見直していく。

（オ）リスクマネジメントの取り組み

・事故予防、事故発生対応、苦情処理等の利用者様への安全確保や事故後の対応がスムーズに出来るように日々、心掛ける。また、発生してしまった介護事故に対し徹底した検証を実施し、同じ事故が再発しないよう努めていく。さらに、インシデントレポートを重要視し、事故の予防に努める。また、事例の分析結果を職員に周知徹底するとともに、職場内研修を実施し、再発防止、予防に努める。
・感染症（新型コロナウイルス感染症等）や災害の発生に備えて過去の経験や訓練等を活かし、業務継続計画（BCP）に基づいた研修・訓練を実施していく。また、業務継続マネジメント（BCM）として、職員への浸透・導入・運用・見直しという継続的改善を包括的・総合的にマネジメントする。
・インフルエンザ、ノロウィルス、新型コロナウイルスの感染予防の為、温度、湿度の管理、消毒の徹底を継続する。また、次亜塩素酸ナトリウム、アルコール消毒を用いたウィルス対策も継続する。

（カ）職員の資質・能力向上への取り組み

・各種団体の研修や法人の研修等に積極的に参加し、部署内でも研修を開催し、情報交換や介護技術の向上を図る。
・職員が資格取得（実務者研修・介護福祉士・介護支援専門員・認知症介護実践者研修等）を目指し、スキルアップを図る。

（キ）利用者様へ提供する食事の充実

・食事を楽しんでもらう為、栄養課（管理栄養士や調理員）と相談し、美味しい食事が提供できるように努力する。

（ク）見学・体験

・利用を迷われている方の見学・体験等はいつでも受け入れています。スタンディングリハビリや個別リハを見学し、そのうえでスタンディングリハビリを短い時間体験して頂くことでご利用につながるように努めます。

（ケ）ICT の有効活用

・介護保険制度の科学的介護情報システム（LIFE）に対応する為に導入した介護ソフトを活用し職員の負担軽減を試み、令和 6 年度の介護保険制度改正に対応できるように努めていく。

・導入した介護ソフトのおかげで令和 4 年度から科学的介護推進体制加算・個別機能訓練加算Ⅱを取得できるようになった。今後も継続して加算を取得できるように努めていく。

・管理栄養士 2 人体制が定着した事に伴い、栄養アセスメント加算の取得を目指す。

（コ）ワークライフバランスの実現

・職員が産休や育休を取得でき復帰しやすい働き方ができるようにする。

・職員のプライベートが充実するように、年休や特別休暇を取得しやすい環境にし、仕事へのモチベーションアップにつなげる。

・業務の見直しや改善を図る事で提供している介護サービスの質や職員のスキル向上が図れるように努めていく。

（4）行事計画（案）

月	行　　事
4	お花見行事（散策）
5	端午の節句祝い
6	お楽しみ月間
7	七夕祭り
8	納涼祭
9	敬老会（ご長寿を祝う）　在宅介護交流会（予定）
１０	運動会
１１	お楽しみ月間・散策
１２	忘年会
1	新年会（お屠蘇配り）
2	節分
3	ひな祭り

※ 体重測定・誕生祝い→毎月実施
※ 季節湯（季節感が味わえる入浴の実施。菖蒲、柚子、ヨモギ、花等）
※ デイカフェ等、利用者様の声を傾聴し、出来る限り要望に沿ったリハ・行事を提供する。

（5）日課表（月～土まで開所）

８：３０～　９：３０	送迎・健康チェック
１０：００～１１：３０	スタンディングリハ（２００回）・個別機能訓練
１１：３０～１１：５０	口腔機能体操・指先体操（脳を元気にする）
１１：５０～１２：５０	昼食
１２：３０～１３：００	食後の休憩
１３：００～１４：５０	入浴及び脳トレ、ビデオ・テレビ観賞 個別機能訓練・行事等・集団体操
１５：００～	間食（お茶菓子、お茶）
１５：４０～	送迎（サービス提供時間　6～7 時間）
１５：３０～１６：４０	レクリエーション・軽作業・リハビリ
１６：４０～	送迎（サービス提供時間　7～8 時間）

（6）部署内研修計画（案）

上半期（4 月～9 月）２回実施。　下半期（10 月～3 月）２回実施。
内容：感染症予防、身体拘束、介護リスクマネジメント、交通安全教室等
BCP に基づいた訓練・研修

令和６年度

ふじみ居宅介護支援センター事業計画

1.　基本方針

（1）　要介護状態等となった場合において、そのご利用者が可能な限り自宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する。

（2）　ご利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療、福祉サービスや介護サービスを多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援する。

（3）　居宅サービス計画作成に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、指定居宅サービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立の立場を遵守する。

（4）　居宅介護支援の提供にあたり、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携および連絡調整に努める。

（5）　介護予防事業は地域包括支援センターなど前橋市との委託契約に基づく介護予防支援事業を実施する。

2. 部署目標

「私たちは、コミュニケーションを大切にして、いつまでも「その人らしく」暮らしていけるよう支援していきます。」

3. 重要事項

平成 12 年度より施行された介護保険制度も何回か改正され、質の高い居宅介護支援が求められている。このような状況の中で、当居宅介護支援事業所としては、要介護等の高齢者とそのご家族が現在直面している「困りごと」を解決する方策を利用者と考えていくとともに、特定事業所加算を算定している事業所の介護支援専門員として専門的な見地に立ち、中長期的な観点からの居宅サービス計画を作成する。

（1）　自立支援に向けた居宅サービス計画の作成と、状況に応じた見直しをする。

（2）　サービス担当者会議を開催する。

（3）　定期的な観察の結果、評価(モニタリング)の実行（毎月１回以上）

（4）　定期的な訪問を行う（月１回以上）

（5）　前橋市地域包括支援センター北部等関係機関との連携を行う。

（6）　資質向上の為に各種研修会・講演会へ参加する。

（7）　介護予防サービス計画の受託、介護予防ケアマネジメントを行う。

（8）　保険者独自の福祉サービス利用の支援を行う。

4. 数値目標

要介護認定者の １ ヶ月給付管理の平均利用者数を１５５名の利用者を獲得できるよう努力する。

5. 部署研修（施設外研修）

介護支援専門員の各種研修、地域包括支援センター等が実施する事例検討会、他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で事例検討会・研修会等、積極的に参加していま

す。多様化・複雑化する課題に対応するための取組の観点から「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等」他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修に参加していきます

6. 部署研修（施設内研修）

富士見会施設内職員研修会の参加。事業所内の研修会（勉強会）を月１回開催し、利用者様の自立に向けた支援内容を充実させていくための取り組みを行っています。

月	内　　容
４月	「PCAGIP 方式について」
５月	「PCAGIP 方式の事例検討会」
６月	「感染症第 5 類移行後のコロナウイルス感染症の感染対策に関する研修会」
７月	「BCP 研修会、前橋市の研修会を受けて」
８月	「非常災害時の対応について、ZOOM 研修を受けて」
９月	「BCP（災害）机上訓練」
１０月	「ほのぼの荘と事例検討会」
１１月	「前橋市介護支援専門員研修情報交換会」
１２月	「令和５年度実習指導者研修会」 「地域サービスの効果的な活用方法について」
１月	「令和６年度　介護報酬改定について」
２月	
３月	『難病療養支援実務者オンライン研修』動画視聴。

令和６年度
前橋市地域包括支援センター北部事業計画

平成３０年度に前橋市より受託し、令和６年度から３期目となります。「前橋市地域包括支援センター北部」は、芳賀・富士見地区の高齢者とその家族をサポートするための拠点として、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者及びその家族からの相談の受け付けや高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う高齢者の総合的な相談・サービスの拠点です。主任ケアマネジャー、社会福祉士及び保健師が配置され、介護だけでなく医療、保健などの様々な領域の関係機関と連携し、高齢者の生活課題に的確に対応するため、令和６年度も、次のとおり取り組みます。

尚、秋頃には旧富士見村保健センターへ事業所を移転する予定をしています。

記

１　地域の高齢者の総合的な相談窓口

地域包括支援センターは、医療や福祉など、地域内にある様々な社会資源を活用し制度を越えて高齢者を適切な支援に結びつける役割を担っています。更に、在宅介護の悩みに対しても、様々な視点から一緒に解決策を考えます。

特に、初めて家族の介護に直面した人からは、分からないことや悩み事も多く聞かれます。地域包括支援センターに相談していただければ在宅介護生活をスムーズに進められるようお手伝いします。

２　高齢者の権利擁護の実現

高齢者に対する詐欺や悪徳商法などの消費者被害への対応のほか、高齢者虐待の早期発見や防止に努めます。高齢者虐待防止に関しては、虐待を受けている本人や家族だけでなく、近所の人やそのことに気づいた人からの情報も受け付けます。

また、成年後見制度の手続き支援も行います。もし、認知症を発症してしまったら、特に一人暮らしをしている人は、金銭管理や法律上の手続き、介護保険サービスの契約など難しくなってきます。成年後見制度など各種支援制度の利用について助言を行います。

３　ケアマネジャーへの支援

地域の居宅介護支援事業所のケアマネジャーをサポートすることも、地域包括支援センターの重要な役割です。ケアマネジャーを対象とした研修会を実施するほか、ケアマネジャーのネットワークづくりの支援も行います。

また、ケアマネジャー個人では対応困難なケースも少なくありません。そんなとき、地域包括支援センターの職員がアドバイスを行ったり、地域ケア会議を開催して、その業務をサポートします。

４　介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターは、介護認定審査において「要支援１，２」の判定が出た高齢者及び基本チェックリスト該当者を対象に、「介護予防ケアプラン」の作成を行います。介護予防につながる介護サービスの利用方法を、要支援認定者及び基本チェックリスト該当者と話し合いながら決めて行きます。

また、「まだ介護や支援は必要ないが、介護予防に取組みたい」という高齢者を対象に、

各種介護予防教室など一般介護予防事業の提案を行います。

５　地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターの役割は、介護が必要になった高齢者の方にとって、介護に関する相談を行政や関係機関の間をたらい回しすることなくワンストップで対応していくことです。

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャーが介護に関して、保健師が医療に関して、そして社会福祉士が高齢者の権利擁護に関して相談･･･と、それぞれが専門性を発揮し、チームで解決することを目的とした体制づくりに努めます。だからこそ、それぞれの専門分野を活かした適切なアドバイスや支援を行います。

また、地域における高齢者虐待や権利擁護の相談・通報なども地域包括支援センターが対応することで役割が明確になり、弁護士や警察との連携によって、虐待防止や早期の対応も出来るように努めます。

今後、在宅介護を受ける高齢者が増えるなかで、こうした相談しやすい機関が芳賀・富士見地区に存在することは、より良い在宅生活継続のために大切なことです。高齢者の日々の暮らしを地域でサポートするための拠点として、益々その役割を認識して令和６年度も取り組んでまいります。

部署目標

私たちは、高齢者や地域の方とのコミュニケーションを大切にし、

身近な相談窓口として、適切に支援していきます。

※令和６年度前橋市地域包括支援センター北部年間事業計画及び研修計画は、別添のとおり

令和６年度前橋市地域包括支援センター北部年間事業計画

月	地域での活動（研修会等）	包括内活動（会議・研究会等）	備考
4	民生・児童委員協議会定例会 自治会連合会・保健推進委員・長寿会・介護予防サポーター総会挨拶	管理者会議、各研究部会 北部包括内部会議（1回/週）	
5	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各研究部会 北部包括内部会議（1回/週）	
6	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各研究部会 北部包括内部会議（1回/週）	
7	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加 介護保険講座	管理者会議、各研究部会 北部包括内部会議（1回/週）	北ブロック医療と介護の連携会議
8	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各研究部会 北部包括内部会議（1回/週）	２包括勉強会 自立支援型個別会議
9	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各研究部会 北部包括内部会議（1回/週）	
10	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各研究部会 北部包括内部会議（1回/週）	芳賀地区実務担当者会議 富士見地区実務担当者会議
11	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各研究部会 北部包括内部会議（1回/週）	北ブロック医療と介護の連携会議 富士見産業祭
12	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各研究部会 北部包括内部会議（1回/週）	北部圏域のケアマネ勉強会
1	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各研究部会 北部包括内部会議（1回/週）	
2	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各研究部会 北部包括内部会議（1回/週）	芳賀地区調整会議 富士見地区調整会議
3	民生・児童委員協議会定例会 いきいきサロン参加	管理者会議、各研究部会 北部包括内部会議（1回/週）	

令和６年度前橋市地域包括支援センター北部年間研修計画

開催時期	研修項目	備考
4月～6月	権利擁護	
7月～9月	総合相談支援	
10月～12月	包括的・継続的ケアマネジメント支援	
1月～3月	介護予防ケアマネジメント	

令和６年度　地域密着型特別養護老人ホーム

ふじみのさと　事　業　計　画

Ⅰ　事業・入居者様のケア方針

「施設運営の基本方針」を遵守するとともに、ユニット型施設は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者様一人ひとりの意志及び人格を尊重し、入居者様の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者様が社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。更に、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村等の福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。また、終身型施設として、自己決定と尊厳を守る看取り介護に努めるものとする。

Ⅱ　施設目標

私たちは、入居者・利用者様とのコミュニケーションを大切にし、
要望に応じた適切なサービスを提供することに努めます。

部署目標

私たちは、満足度調査等を継続的に行うとともに入居者様の意向に傾聴し、可能な限り入居者様の満足度の高いサービスを提供することに努めます。

Ⅲ　実施に当たっての重要事項

（１）　入居者様のケア充実

①　入居者様満足度調査（年２回）、ご家族満足度調査（年１回）を実施し、ご意見等を真摯に受け止め、ケアの見直し、充実を図ることに努める。

②　面会について、新型コロナウイルス感染症予防対応で学んだ経験を活かした上で通常の面会が行えるように努める。

③　入居者様個々の生活に合わせながら、日中の活動量の低下がないように努め、心身の健康が保てる援助が行えるように努める。

（２）リスクマネジメントの取り組み

①　インシデントレポートや事故報告書の内容を検証し、同じ事故を起こさないことを目標とする。

②　ユニットリーダーを中心に、入居者様個々の援助の工夫、見守り機器等の活用、安全な環境整備の徹底に努める。

③　苦情を苦情として捉えず、意見として真摯に受け止め、より良いケアを提供させて頂くように前向きに努める。

④　新任職員に対して早い段階で介護事故予防新任研修テキストにて研修を行

う。

⑤　感染症（新型コロナウイルス感染症等）発生時や自然災害等に備え、それらを踏まえて平時から準備・検討を行い、ふじみのさと業務継続計画（BCP）に添って、研修・訓練等の実施に努める。事業継続マネジメント（BCM）として意識啓発、運用、見直しを行い、継続的改善に努める。

⑥　災害時に入居者様を守る為にも、年２回の避難訓練を実施し、「地域防災協力員」と連携を図れるように努める。

（３）環境の整備

①　入居者の方々がより快適に生活できるように、また、プライバシーの配慮に徹底した環境の整備に努める。

②　うっかりミスや無駄をなくし、効率化を図る・モチベーションの向上を目標に 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）活動に努める。

（４）職員の資質や能力向上に努める

①　職員が各々資格取得を目指す。（介護支援専門員、介護福祉士、喀痰吸引等研修、認知症介護、実践者研修、認知症介護リーダー研修等）

②　各種研究会・各種研修会に積極的に参加し、知識や技術の向上を図る。それを会議時に研修報告をすることで、職員全体がスキルアップするよう職場内研修の充実を図る。

③　介護職のイメージアップ及び介護職員の人材確保・定着・育成への取り組みと、介護福祉士養成校積極的な実習生の受入に努める。

（５）身体拘束・虐待をしないケアの継続

①　身体拘束をしないケアを継続するとともに、入居者様の精神安定を図り、ご家族から不信感を抱かれることがないように努める。

②　いつでもご家族に提示できる記録の充実を図る。

③　不適切ケアがないように、職員の意識、職場環境の改善を継続的に取り組む。（虐待の芽チェックリストを継続し、職場の問題点等を常に検証し、職場環境改善に努める）

④　入居者様、ご家族の満足度調査を実施し、不適切ケアの防止に努めるとともに、より良いケアの向上に努める。

⑤　虐待事案が発生もしくは発見等した場合は、速やかに市町村に通報する義務があることを職員全員に周知する。

（６）職場環境改善に向けての取組み

①　ユニットリーダーを中心に「働きやすさ」と「働きがい」の２つの視点で職場環境改善に取り組む。
（職員同士、お互いに声を掛け合い協力し助け合いながら改善に取り組む）

②　職員の満足度調査（勤務時間や年休取得等）を行い、働きやすい職場環境作

りに取り組む。

③　月に１回ユニット会議、フロア会議を開催し、業務マニュアルの見直しや提案を行い、より良いサービスの提供を目的とし、職員全体が前向きに考えられるように努める。負担の多い業務や勤務時間等の見直しや有給・特別休暇が取得しやすいように改善していく。

（７）各研究会の充実

①　各々の課題に取り組み、ケアの改善・向上につなげていく。

Ⅰ　リハレク＆口腔研究会

Ⅱ　食事＆入浴研究会

Ⅲ　身体拘束＆高齢者虐待防止研究会

（８）食事提供の充実

①　食べる楽しみ、低栄養の改善・予防、生活機能の維持等の栄養ケア（管理栄養士をはじめ多職種が連携して検討、実施に努める）

②　選択食、個別対応食、選べるおやつ、行事食等継続して行っていく。

③　入居者様が視覚、嗅覚で楽しめるような食事作りを心掛ける。

（９）医療の充実

①　入居者様の健康管理、異常の早期発見に努める。

②　入居者様の重度化と多様なニーズを実現する為、医療の充実を図る。
介護職への褥瘡に対する予防・改善、感染症（特にインフルエンザ、ノロウィルス・コロナウイルス）予防・改善についての指導、助言を継続する。

③　介護職の喀痰吸引等研修受講を計画的に進め、あわせて看護体制の充実を図り、経管栄養や吸引の必要な方の新規受け入れに努める。

④　介護職の喀痰吸引等の手技研修等の実施を継続する。

④　看取りケアを行うにあたり、嘱託医・各職種との連携を図る。

（10）介護保険制度改正にむけた取り組み

①　ICT の活用継続とともに、口腔ケア等の加算取得に努める。

（11）地域密着型特別養護老人ホーム ふじみのさと運営推進会議の開催

地域密着型サービス事業所として、入居者様・ご家族及び地域住民の皆様に対し、提供しているサービスの内容を明らかにすることにより、入居者の「抱え込み」を防止し地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的に、「地域密着型特別養護老人ホームふじみのさと運営推進会議」を、年間６回（偶数月）開催します。

運営推進会議の構成員は、入居者様や入居者様のご家族、地域住民の代表者、市の担当職員及びサービスについて知見を有する者等で運営します。

（12）年間利用（在籍）状況数値（目標）

年間　7,154 人（稼働率９８％）

（13）職員年間研修計画

４月	事故防止研修会	職 場 内 研 修
５月	感染症・食中毒対策研修会	職 場 内 研 修
６月	身体拘束・虐待防止研修会	職 場 内 研 修
７月	褥瘡予防研修会	職 場 内 研 修
８月	認知症研修会	職 場 内 研 修
９月	看取り介護研修会	職 場 内 研 修
１０月	事故防止研修会	職 場 内 研 修
１１月	感染症・食中毒対策研修会	職 場 内 研 修
１２月	身体拘束・虐待防止研修会	職 場 内 研 修
１月	褥瘡予防研修会	職 場 内 研 修
２月	認知症研修会	職 場 内 研 修
３月	看取り介護研修会	職 場 内 研 修

（14）感染症・自然災害 BCP 訓練計画

感染症：６・12 月

自然災害：３・９月

（15）社会福祉法人の地域における公益的な取組み

①　群馬県社会福祉総合事業に参加し、何でも福祉相談員を配置し、生活や福祉に関する相談を受け止めます。当法人・当施設で対応できない相談については、地域のネットワークを活用して適切な支援先へつなげます。これまで相談できなかった人たちへの支援の輪を創ることを目指します。

②　前橋市はつらつカフェ（サンサンふじみカフェ）に取り組みます。

　認知症や閉じこもり等で外出・交流等の支援が必要な高齢者及びその家族に居場所を提供します。介護・高齢者支援に従事経験のある専門職と認知症サポーター・民生委員・ボランティアが協働して運営することで、閉じこもり予防、認知症支援等を行うとともに、地域での見守り・交流の場を提供していく。

また、対象者の相談に対し、なんでも相談員を配置し適切な支援を行っていきます。